

福井県社会福祉施設におけるサービス継続支援事業費補助金（介護分）交付要綱

（趣旨）

第1 知事は、新型コロナウイルス感染症発生時において、必要な介護サービスを継続して提供するため、介護サービス事業所等が行うサービス継続支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付基準等）

第2 この補助金は、令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について（令和5年12月25日付老発1225第1号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき実施される以下の事業とする。

（1）緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

ア 対象となる事業所・施設等

（ア）新型コロナウイルス感染者が発生または感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所・施設等

①利用者または職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）（※1～※4）

②感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）

③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）

④施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

（イ）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

（ア）①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合

(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合または感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る)

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等(※1～※4)

- ・(ア)の①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅

※2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)ならびに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所(ア(ア)の事業を除く)および居宅療養管理指導事業所

※3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)ならびに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)

※4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)

※5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

イ 対象経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成（ただし、令和5年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和5年3月28日付け老発0328第3号厚生労働省老健局長通知）に基づき助成を行う。）

(ア) a. ア (ア) ①および②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額または時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者または感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る

b. ア (ア) ③に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

c. ア (ア) ④に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和5年5月7日までは別添2-1のとおり、令和5年5月8日以降は別添2-2のとおり。（高齢者施設等に限る））

(イ) ア (イ) に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、⑦、⑧については、代替サービス提供期間の分に限る

(ウ) ア (ウ) に該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ・感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ・感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

また、次のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者。

- (3) 自己、その属する法人その他の団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
- (5) 暴力団または暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
- (6) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

2 助成額については、別添3のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、別添3に定める基準単価は年度単位で適用する。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の区分間における費用の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙第5号様式により別途知事が定める日までに知事に報告しなければならないこと。
- (9) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書

および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない、ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

（交付申請書）

第4 規則第4条の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（変更交付申請書）

第5 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には別記第2号様式による申請書に係る書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（変更承認申請書）

第6 第3の（2）の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第7 第3の（3）の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告）

第8 第3の（4）の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由または事業の遂行が困難となった理由および事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9 規則第12条の規定による実績報告は、別記第4号様式により別途指示する期日までに知事に提出しなければならない。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月29日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。